

社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置運営する鯖江市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員（以下「職員」という。）が、要介護状態または要支援状態（以下「利用者」という。）にある利用者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、または、その置かれている環境等に応じて、出来る限り要介護状態にならないように、利用者の選択に基づき適切な保険・医療サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意志および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービスの事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に実施する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 鯖江市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

所在地 鯖江市水落町2丁目30番1号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（兼務） 1名

事業所の職員の管理および事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供を行うものとする。

(2) 主任介護支援専門員（常勤） 1名以上

(3) 介護支援専門員（常勤） 3名以上

介護支援専門員は、事業の提供を行うものとする。

2 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。

3 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

4 当該事業所における職員に対し、計画的に研修を実施する。

内部研修 月一回

外部研修・更新研修 随時

5 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る利用者に事業を提供していく。

6 居宅介護支援費に係る運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けないものとする。

7 ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明するものとする。

(1) 作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合。

(2) 作成したケアプランに位置付けた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合。

8 事業の提供にあたり指定居宅介護支援を受ける利用者数は事業所の職員一人あたり40名未満とする。

9 法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備を行うものとする。

(営業日およびサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日およびサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 休業日 土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分
(事業の提供方法および内容)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所
事業所または利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析表の種類
MDS-HC/CAPs 方式
 - (3) サービス担当者会議の開催場所等
事業所または利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月1回以上
- 2 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(利用料およびその他の費用)

第7条 事業に要する費用は、介護保険法等の規定に基づくものとし、重要事項説明書に記載した額とする。

- 2 前項の費用について、介護保険法の法定代理受領規定により、事業者が介護保険から直接給付を受領する場合は、利用者の自己負担は無料とする。
- 3 前項の規定に関わらず、利用者の保険料滞納等により介護保険の適用に制限がかかり、事業者が費用を法定代理受領できない場合は、利用者は重要事項説明書に定める額のうち、該当する項目の費用全額を事業者に一旦支払うものとする。
- 4 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した費用は徴収しない。
(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鯖江市内とする。

(サービス提供拒否の禁止およびサービス提供困難時の対応)

第9条 事業者は、次の各号に定める理由がある場合を除き、事業の提供を拒まないこととする。

- (1) 事業所の現員からは、利用申し込みに応じ切れない場合
 - (2) 利用申し込み者の居住地が、第8条に定める通常の事業の実施地域以外である場合
 - (3) その他利用申し込み者に対し、自ら適切な事業を提供することが困難な場合
- 2 前項各号に定める理由により、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定居宅介護支援事業者等の紹介、その他必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護支援専門員等は、訪問調査を実施中に、利用者の症状に急変等があった場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図るとともに、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、または、鯖江市社会福祉協議会が定める協力医療機関へ連絡を行う等の措置を講ずる。また、家族に連絡し、管理者、居宅支援事業所、市町村に報告する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、退職後もこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 4 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法

律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、事業の提供にかかる利用者およびその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う
- 4 事業者は、提供した事業に関し介護保険法（以下「法」という。）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 6 提供した事業に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(高齢者虐待防止)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、利用者に対するサービス提供等により、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況および事故に際して行った処置に付いて記録する。
- 4 事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体的計画」の職員への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および職員への周知
- (5) 第三号の計画に基づく、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施
- 2 非常災害が発生した場合、訪問介護員等は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(感染症対策)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- 3 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
(業務継続計画)
- 第17条** 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知させるとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(防犯対策)
- 第18条** 事業者は、外部からの侵入および犯罪に対する防犯に努め、必要な設備の準備をおこなうとともに、避難、救出その他必要な研修をおこなうものとする。
- 2 安全管理責任者の選定や、防犯対策マニュアルの整備をおこなう。
(ハラスメント対策)
- 第19条** 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
(本契約に定めのない事項)
- 第20条** 事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができることとする。
- 2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、(1) および(2)についてはその完結の日から5年間、(3) から(5) についてはその完結から2年間保存する。
 - (1) 居宅サービス計画等
 - (2) 提供した具体的な事業内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- 3 この規程に定めるものの他、事業所の運営に関する重要事項は鯖江市社協会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日一部改正。

この規程は、平成15年7月1日一部改正。

この規程は、平成17年2月2日一部改正。

この規程は、平成26年4月1日一部改正。

この規程は、平成27年4月1日一部改正。

この規程は、平成29年4月1日一部改正

この規程は、平成30年4月1日一部改正

この規程は、令和3年4月1日一部改正